

旭川医科大学授業料その他の費用に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学授業料その他の費用に関する規程の一部を改正する規程

旭川医科大学授業料その他の費用に関する規程(平成16年旭医大達第143号)の一部について、下表右欄(「現行」欄)を同表左欄(「改正後」欄)のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改 正 後	現 行
(略) (研修生及び受託実習生受入費用) 第4条 病院研修生及び受託実習生の受入に係る費用は、別表第1及び別表第2のとおりとする。なお、受託実習生の委託養成機関から、別表第2で定める金額を上回る額の申出があるときは、当該申出額が適当であると学長が認めた場合、当該申出額を受託実習料の額とすることができる。 2 前項の受入に係る費用は、研修及び受託実習の申請が受理されたときに納付しなければならない。 3 既納の受入に係る費用は還付しない。 (略) <u>附 則</u> <u>この規程は、令和8年9月2日から施行する。</u>	(略) (研修生及び受託実習生受入費用) 第4条 病院研修生及び受託実習生の受入に係る費用は、別表第1及び別表第2のとおりとする。なお、受託実習生の委託養成機関から、別表第2で定める金額を上回る額の申出があるときは、当該申出額が適当であると学長が認めた場合、当該申出額を受託実習料の額とすることができる。 2 前項の受入に係る費用は、研修及び受託実習の申請が受理されたときに納付しなければならない。 3 既納の受入に係る費用は還付しない。 (略)

(略)

別表第2（第4条関係）

（受託実習生）

職種	徴収区分	金額
<u>医師</u> （新設）	<u>日額</u> （新設）	<u>2,200円</u> （新設）
<u>看護師</u>	<u>日額</u>	<u>2,200円</u>
<u>助産師</u> （新設）	<u>日額</u> （新設）	<u>2,200円</u> （新設）
薬剤師	1週間あたり	30,000円
<u>臨床検査技師</u>	<u>日額</u>	<u>2,200円</u>
診療放射線技師	日額	2,350円
<u>救急救命士</u>	<u>日額</u>	<u>3,870円</u>
その他の職種	日額	2,200円

【改正理由】

その他の職種に含めていた医師の取扱いの明確化および記載整備のため、所要の改正を行うものである。

(略)

別表第2（第4条関係）

（受託実習生）

職種	徴収区分	金額
<u>救急救命士</u>	<u>日額</u>	<u>3,870円</u>
薬剤師	1週間あたり	30,000円
<u>看護師</u>	<u>日額</u>	<u>2,200円</u>
診療放射線技師	日額	2,350円
<u>臨床検査技師</u>	<u>日額</u>	<u>2,200円</u>
その他の職種	日額	2,200円